

広島県告示第六十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾竹原港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年五月九日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年二月七日

竹原港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾竹原港放置等禁止区域

吉名町宗越地区

1 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市吉名町の国土地理院三等三角点「久作」（北緯三四度一八分四八秒七八九二、東経一三二度五一分四七秒四九五〇、標高六〇・六三メートル）

基点一 基準点から一三八度一八分四八秒の方向一、六四五・九一メートルの点

基点二 基点一から一九九度四〇分一七秒の方向三一二・三六メートルの点

二 地方港湾竹原港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物